

令和8年度

## 男鹿市若者・子育て世帯住宅改修等支援事業

男鹿市では、市内の経済の活性化と市民の居住環境の質の向上を図るため、市内業者を活用して住宅を改修される方に対し補助金を交付します。

受付期間：令和8年4月1日(水)～令和9年3月12日(金) 予算がなくなり次第、終了します。

	【持ち家型】	【中古住宅購入型】
対象者	・ <u>18歳未満の子（妊婦含む）</u> がいる世帯又は 夫婦ともに <u>39歳以下</u> の世帯	
対象住宅	・ 一戸建て住宅（併用住宅は1/2以上が住宅） ※中古住宅購入型は令和7年4月1日以降に購入した住宅であり、 3親等以内の親族から購入したものは対象外	
補助額 <small>（千円未満切り捨て）</small>	補助対象額の <b>15%</b> 上限 <b>30</b> 万円	補助対象額の <b>20%</b> 上限 <b>40</b> 万円
対象工事	・ 対象工事額が50万円以上（消費税含む） ・ 市内に事業所を有する建設業者等が施工する住宅の 改修・増改築工事等	
対象外工事	・ 別棟の車庫や物置の改修工事 ・ 家庭用電化製品などの購入（設置・取付） ・ 門・塀等のいわゆる外構工事 ・ 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事 ・ その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事 ・ 「自己、配偶者、親、祖父母が所有し、自ら居住する者」 以外の工事	

その他

- ・ 補助金の申請は対象住宅につき1回限りです。
  - ・ 秋田県住宅リフォーム推進事業も併せて活用できます。
- ※対象条件は異なる場合がありますので、詳しくは申請窓口までお問合せください。

完了実績報告書の提出期限：令和9年3月12日(金)（厳守）

【お問い合わせ先・申請窓口】

産業建設部 建設課 都市計画班 ☎0185-24-9144

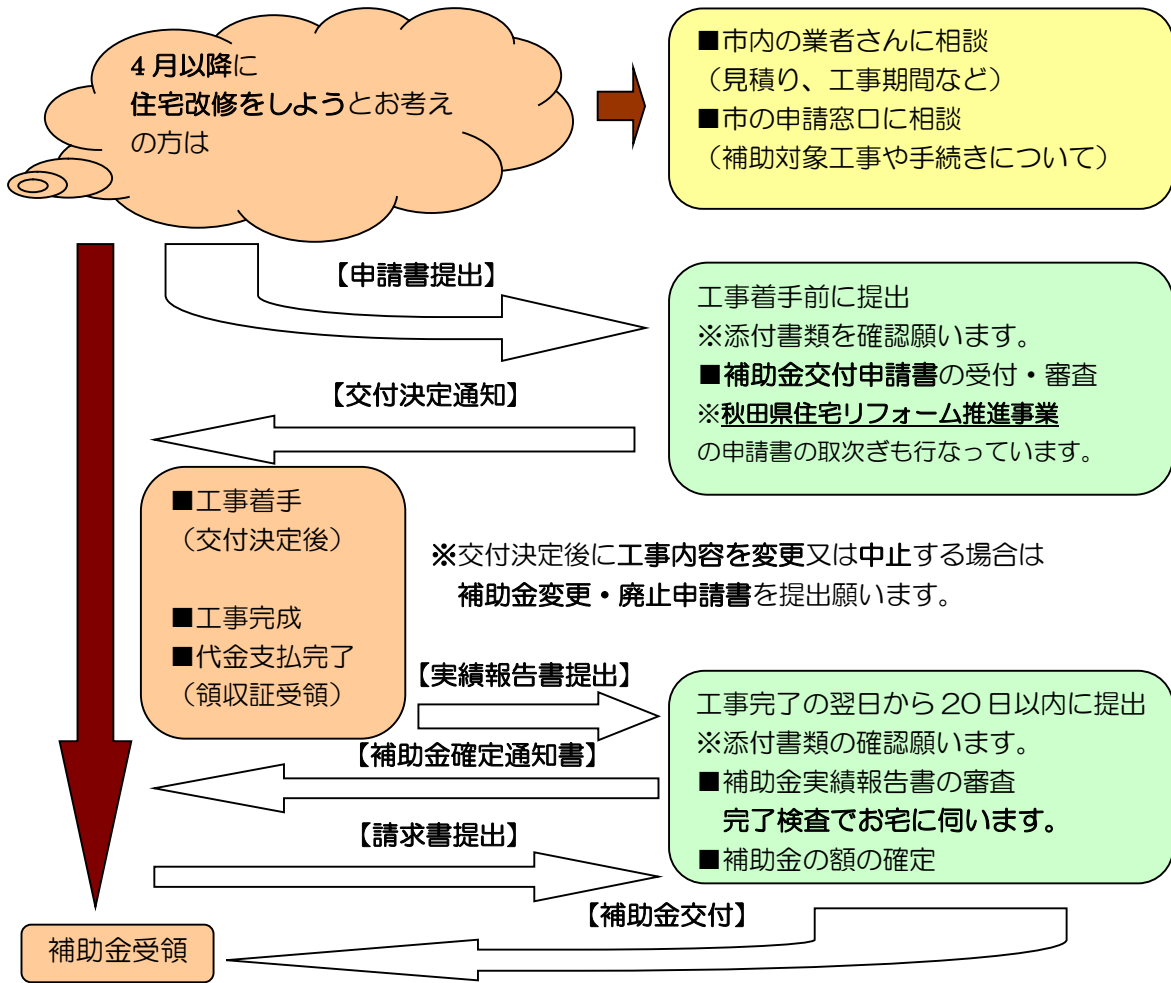
## ◆住宅改修工事 補助対象工事一覧（例）◆

No	対象	リフォーム等の内容	備 考
1	○	屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装など	
2	○	部屋の新設・間仕切りの変更	
3	○	壁紙や床の張替えなどの内装工事	
4	○	耐震補強・改修工事	
5	○	窓・ガラスの取付・交換（断熱改修など）	
6	○	室内の建具等の交換	
7	○	外壁、屋根、天井の断熱化工事	
8	○	バリアフリー改修 （手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張など）	
9	○	風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事	
10	○	バルコニーや雪止めの設置	
11	○	畳の取替え（表替え含む）	
12	○	車庫・物置の設置及び増改築（別棟の場合は除く）	
13	○	下水道への接続工事	屋外排水設備も含む
14	△	合併浄化槽の設置のための工事	※男鹿市合併浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けていないものであれば可
15	×	家庭用電化製品などの購入（設置・取付）	購入が主であるため対象外
16	○	室内カーテンの取付・取替（カーテンレールの取付含む）	※増改築や内装工事と一体であれば可
17	×	電話やインターネットの配線工事	リフォーム工事ではないため対象外
18	×	造園、門扉、ブロック塀等の外構工事	住宅ではないので対象外
19	△	住宅の解体工事のみ（全部又は一部）	※増改築・リフォーム工事が併えば可
20	○	住宅用太陽光発電システムの設置	
21	○	給湯設備機器の設置	
22	×	公共工事施行に伴う補償費の対象となる工事	
23	○	給水・ガス配管工事	外部配管工事含む
24	△	他の助成制度を利用する場合で、当該助成制度で重複計上認められない工事	申請者が同一の工事部分に限る
25	○	その他、市長が認める工事	

【各書類申請等に必要な書類】 ※工事の変更・中止の場合は申請窓口までお問い合わせください。

補助金交付申請書（様式第1号）	補助金実績報告書（様式第5号）
《添付書類》 1. 工事見積書の写し 2. 申請者及び同居者の市税の完納を証する書類 3. 工事を行なう住宅の位置図 4. 工事着手前の写真 5. 同意書 6. 同居者構成内訳書（妊婦がいる場合は母子手帳の写し） 以下 中古住宅購入型に該当する方 7. 建物の登記事項証明書の写し 8. 購入した中古住宅の売買契約書の写し 9. 中古住宅の空き家期間証明書 10. その他、市長が必要と認める書類	《添付書類》 1. 工事代金領収証の写し 2. 工事完了後の施工箇所の写真 3. 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けた工事については検査済証の写し 4. その他、市長が必要と認める書類

# 補助事業申請フロー



※ 虚偽の申請や不正な事実が確認された場合は、交付決定の取り消しや補助金の返還を求めることになります。